

令和5年第5回美馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年5月29日(月)午後2時～
2. 開催場所 美馬市役所北館1階101, 102会議室
3. 出席委員

1番 藤本 尚人	12番 都築 吉弘
4番 原田 政憲	13番 田中 耕治
6番 蔭山 勝利	14番 藤原 和夫
7番 河野 弘彦	15番 長浦 勝幸
8番 尾方 隆子	16番 安達 英雄
9番 河野 耕八郎	18番 松家 安信
10番 小田 一夫	19番 村上 一好
11番 櫻間 芳幸	

4. 欠席委員

2番 谷 富廣	17番 藤岡 由信
3番 大久保 孝雄	
5番 藤原 昌樹	

5. 事務局

局長 中津 圭二	
局長補佐 大久保 政博	
事務主任 小島 靖彦	

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第3 議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第4 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第5 議案第25号 非農地証明願について
- 第6 議案第26号 令和5年度第2期農用地利用集積計画について(諮問)
- 第7 報告事項 農地改良届について

7. 会議の概要

	開会 午後2時00分
事務局長	<p>委員の皆様、こんにちは。皆様におかれましては、ご多忙の中、お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>会議開催前に、事務局から申し上げます。会議中は、携帯電話等の電源をお切りになるか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、ただ今より、令和5年第5回美馬市農業委員会総会を始めさせていただきます。本日、欠席する旨の届出のありました委員は、2番・谷委員さん、3番・大久保委員さん、5番・藤原委員さん、17番・藤岡委員さんの4名です。</p> <p>只今の出席委員は、15名であり、定足数に達しておりますので、ご報告いたします。それでは、はじめに、長浦会長から、ご挨拶をいただきたいと思っております。</p>
会長	【会長挨拶】
事務局長	<p>ありがとうございました。議長につきましては、会議規則第6条に基づき、会長が総会の議長として議事を整理していただきますので、どうぞよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>それでは早速でございますが、会議を始めさせていただきます。着座での進行とさせていただきます。日程第1 議事録署名委員の指名についてでございますが、いつもの例により、議長の指名でよろしいでしょうか。</p>
委員一同	(異議なしの声)
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、13番 田中委員、14番 藤原委員のお二人をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>次に、日程第2 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。</p>
	(事務局長 挙手)
議長	事務局長。
事務局長	<p>議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。今回、第3条は、5案件でございますが、これらの申請について、法定の添付書類は整っております。</p> <p>議案書1ページをお開き下さい。</p> <p>番号1です。</p> <p>申請地は、美馬町字前田●●。地目は、田。面積は、326㎡であります。</p>

譲渡人は、●●、譲受人は、●●であります。

耕作面積は、7, 524 m²。通作距離は、15 kmで、稼働人員は2人となっています。この農地は、贈与による譲受けとなっています。農地取得後は、季節野菜の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、中上集会所の北西、約●●mに位置する農地であります。

番号2です。

申請地は、脇町別所字大道南●●、脇町木ノ内字宮ノ下大道南●●ほか4筆。合わせて、6筆の農地です。地目等の詳細は、記載のとおりです。面積は、合わせて、3, 956 m²であります。

譲渡人は、●●、譲受人は、●●であります。

耕作面積は、8, 853 m²。通作距離は、100mから700mで、稼働人員は5人となっています。この農地は、売買による譲受けとなっています。農地取得後は、季節野菜並びに水稻の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地、別所字大道南●●は、岩倉郵便局の南、約●●mに位置する農地です。木ノ内字宮ノ下大道南●●ほか4筆の農地は、木ノ内公会堂から、約●●mから●●に位置する農地です。

番号3です。

申請地は、脇町字井口●●。地目は田。面積は、108 m²であります。

譲渡人は、●●、譲受人は、●●であります。

耕作面積は、1, 917 m²。実家に隣接する農地です。稼働人員は1人となっています。この農地は、売買による譲受けとなっています。農地取得後は、季節野菜の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、井口集会所の北東、約●●mに位置する農地であります。

2ページをお願いします。

番号4です。

申請地は、穴吹町三島字舞中島●●。地目は、田。面積は、544 m²であります。

譲渡人は、●●、譲受人は、●●であります。

耕作面積は、14, 765 m²。通作距離は、50mで、稼働人員は2人となっています。この農地は、売買による譲受けとなっています。農地取得後は、

	<p>季節野菜の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、三島会館の北東、約●●mに位置する農地であります。</p> <p>番号5です。</p> <p>申請地は、穴吹町口山字尾山●●。地目は、畑。面積は、187㎡であります。</p> <p>譲渡人は、●●、譲受人は、●●であります。</p> <p>申請者は、現在農地を所有しておりません。申請地は、自宅に隣接する農地です。稼働人員は3人となっています。この農地は、売買による譲受けとなっています。農地取得後は、野菜や果樹の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、美馬保健所の南西、約●●mに位置する農地であります。</p> <p>以上、これらの5案件は、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。農地法第3条の規定による許可申請についての概要説明を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>それでは、現地確認報告を求めます。</p> <p>番号1は、1番 藤本委員さんお願いします</p>
1番 藤本 尚人 委員	<p>1番・藤本です。4月24日に現地確認をして参りました。番号1の田については、もう既に、譲受人の●●さんによって綺麗に耕作をされてました。●●さんが引き続き、耕作をしていただけるということで、特に問題は無いと思います。ご審議の程よろしくお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。番号2の木ノ内字宮ノ下大道南の5筆について、6番 蔭山 委員さんお願いします。</p>
6番 蔭山 勝利 委員	<p>6番・蔭山です。事務局の説明通り、何ら問題は無いと思いますので、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。番号2の別所字大道南●●と、番号3の井口●●については、19番 村上 委員さんお願いします。</p>
19番 村上 一好 委員	<p>19番・村上です。5月27日の土曜日に現地確認をして参りました。●●さんは、今は井口にはいません。次に、●●さんのところを探していきましました。両方とも今はきれいにトラクターでひいて田植えをいつしてもいいようにしております。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。番号4は、2番 谷委員さんは欠席ですので、</p>

	事務局より報告を求めます。
事務局長	谷委員より、現地確認しましたが、問題のあるところはありませんでしたとのご報告をいただいております。以上でございます。
議長	ありがとうございました。番号5は、16番 安達委員さんお願いします。
16番 安達 英雄 委員	16番、安達です。譲受人の両親が住む西隣の農地であります。5月23日に現地確認いたしました。所有者は、高齢であります。譲受人は、ちょうど農地を持っていないということではありますが、下限面積撤廃の見本になるようなことになればいいと思います。現地については、梅の木が一本植えてあります。その他は、耕作されておられません。以上です。よろしく申し上げます
議長	ご報告ありがとうございました。これから、討議に移らせて頂きたいと思えます。何か、ご意見、ご質疑はございませんでしょうか。
	(何ものなし)
議長	無いようです。お諮りいたします。番号1から番号5までの5件の申請案件について、許可することに、ご異議ございませんか。
委員一同	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。よって、議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請、5案件につきましては、許可することと決定いたします。
委員一同	次に、日程第3 議案第23号 農地法第4条の規定における許可申請について、事務局からの説明を求めます。
	(事務局長 挙手)
議長	事務局長。
事務局長	<p>議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請についての説明をさせていただきます。議案書の3ページをお願いいたします。この4条申請について、法定の添付書類は整っております。</p> <p>番号1です。</p> <p>転用場所は、美馬町字北東原●●。地目は、田。面積は、322㎡であります。</p> <p>転用者は、●●であります。</p> <p>当該案件は、後ほど、議案第24号でご審議を頂く、5条申請の関連案件となります。5条申請において、申請地に隣接する農地、北東原●●において、居宅を建築するため、進入路として、整備を行うものです。造成計画としまして、表土をすき取り、再生砕石で埋戻し、アスファルト舗装を行います。排水については、進入路両側に道路側溝を整備し、居宅からの排水と合わせ</p>

	て利用します。申請地は、美馬インターチェンジの南西、約●●mに位置する農振農用地指定のない農地、白地であり、農地区分は、2種農地と判断をされます。
議長	それでは、現地確認報告を求めます。5番 藤原委員さんは欠席ですので、事務局より報告を求めます。
事務局長	藤原委員より、現地確認しましたが、問題のあるところはありませんでしたとのご報告をいただいております。以上でございます。
議長	ありがとうございました。討議に移らせて頂きます。何かご意見、ご質疑は、ございませんでしょうか。
	(何もなし)
議長	それでは、お諮りいたします。許可相当とすることに、ご異議ございませんか。
委員一同	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。よって、議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請につきましては、許可相当と決定し、県へ意見書を送付いたします。
議長	次に、日程第4 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局からの説明を求めます。
議長	(事務局長 挙手)
議長	事務局長。
事務局長	<p>議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について、9案件の説明をさせていただきます。議案書の4ページをお願いいたします。この5条申請については、法定の添付書類は整っております。</p> <p>番号1です。</p> <p>転用場所は、美馬町字境目●●。地目は、畑。面積は、●●㎡であります。譲渡人は、●●、譲受人は、●●であります。</p> <p>居宅の建築に伴う、所有権移転による転用申請です。造成計画としましては、隣接する市道の高さまで、30cm程度盛土を行ない、周囲にはコンクリート擁壁を設置します。居宅は、木造2階建、建築面積56.32㎡であります。取水は、市営上水道を利用し、汚水は、合併処理浄化槽により処理した後、隣接する市道側溝へ放流します。申請地は、四国三郎の郷の北、約●●mに位置する農振農用地指定のない農地、白地であり、農地区分は、2種農地と判断をされます。</p> <p>番号2です。</p>

転用場所は、美馬町字露口●●、地目は、畑。面積は、●●㎡であります。
譲渡人は、●●、譲受人は、●●であります。

フィット法による低圧太陽光発電施設の設置に伴う所有権移転による転用申請です。計画としまして、除草後、不陸整正を行ないます。周囲には、フェンスを設置します。取水・排水等は生じません。雨水は自然浸透とします。施設の管理は、年2回以上の草刈りを行なうこととしております。申請地は、露口集会所の北、約●●mに位置する農振農用地指定のある農地であります。農振除外がなされており、農地区分は、第2種農地と判断をされます。

番号3です。

先ほどの、議案第23号、4条許可申請において、進入路を設置するとした申請の関連案件となります。

転用場所は、美馬町字北東原●●。地目は、田。面積は、●●㎡であります。居宅の建築に伴う、所有権移転による転用申請です。譲渡人は、●●、譲受人は、●●・●●であります。

造成計画としましては、約40cm程度盛土を行ない、周囲にはコンクリート擁壁を設置します。居宅は、木造2階建、建築面積68.73㎡であります。取水は、市営上水道を利用し、汚水は、合併処理浄化槽により処理した後、隣接する新設道路の側溝へ接続します。申請地は、美馬インターチェンジの南西、約●●mに位置する農振農用地指定のない農地、白地であり、農地区分は、2種農地と判断をされます。

番号4です。

転用場所は、脇町田上字東田上●●。地目等の詳細は記載のとおりです。面積は、合わせて、975㎡であります。3年間の貸借権の設定による一時転用申請です。

貸人は、●●、借人は、●●であります。

当申請は、徳島自動車道（脇町・美馬間）の四車線化に伴う橋梁架設工事に伴い、当該農地を借り受けて、工所用進入路として使用するための一時転用申請です。造成計画として、盛土造成後、アスファルト舗装を行ないます。雨水については、自然勾配により、市道へ排水を行ないます。申請地は、うだつアリーナの北、約●●mに位置する農地で、第2種農地と判断をされます。

番号5です。

転用場所は、脇町字東赤谷名●●、地目は、畑。面積は、1, 523㎡であります。

譲渡人は、●●、譲受人は、●●であります。

フィット法による低圧太陽光発電施設の設置に伴う所有権移転による転用申請です。造成計画としまして、現状地盤のまま、不陸整正を行ないません。周囲には、フェンスを設置します。取水・排水等は生じません。雨水は自然浸透とします。施設の管理は、年2回程度の草刈りを行なうこととしております。申請地は、赤谷集会所の東、約●●mに位置する農振農用地指定のある農地であります。農振除外がなされており、農地区分は、第2種農地と判断をされます。

番号6です。

転用場所は、脇町字西赤谷●●ほか2筆。地目等の詳細は記載のとおりです。面積は、合わせて、1, 019㎡であります。使用貸借による一時転用申請です。

貸人は、●●、借人は、●●であります。

当申請は、●●の事業拡大に伴い、倉庫を建築するにあたり、工事用車輛及び資材の搬入路、資材置場が必要であることから、令和4年5月25日付、一年間の一時転用許可を受けましたが、倉庫の建築が遅れ、工期の延長に伴い、再度、一時転用期間の延長を行うものです。

一時転用の期間は、令和6年7月31日までとしております。申請地は、脇町インターチェンジの北東、約●●mに位置する農地で、第2種農地と判断をされます。

番号7です。

転用場所は、穴吹町三島字舞中島●●、地目は、田。面積は、927㎡であります。

譲渡人は、●●、譲受人は、●●であります。

居宅の建築及び貸駐車場の設置に伴う、所有権移転による転用申請です。造成計画としましては、隣接する市道の高さまで、約50cm程度盛土し、周囲にはコンクリート擁壁を設置します。居宅は、木造二階建、建築面積67.90㎡であります。取水は、市営上水道を利用し、汚水は、隣接する市道に埋設されている公共下水道へ接続します。

また、貸駐車場につきましては、申請人は、申請地に隣接する自動車整備工場の従業員であり、自身が務める会社が、整備車両や従業員車両の駐車スペースの確保に苦慮している状況にあることから、申請地のうち、306㎡

	<p>を自身が務める会社へ、貸し出すものです。申請地は、三島会館の北東、約●●mに位置する農振農用地指定のある農地ではありますが、農振除外がなされており、農地区分は、第2種農地と判断をされます。</p> <p>番号8です。</p> <p>転用場所は、穴吹町三島字舞中島●●ほか5筆。地目等の詳細は、記載のとおりです。面積は、合わせて、4, 086㎡であります。</p> <p>譲渡人は、●●、譲受人は、●●であります。</p> <p>フィット法による高圧太陽光発電施設の設置に伴う所有権移転による転用申請です。計画としまして、現状地盤のまま、不陸整正を行ないます。周囲には、フェンスを設置します。取水・排水等は生じません。雨水は自然浸透とします。施設の管理は、年5回以上の草刈りを行なうこととしております。申請地は、三島会館の東、約●●mに位置する農振農用地指定のある農地ではありますが、農振除外がなされており、農地区分は、第2種農地と判断をされます。</p> <p>番号9です。</p> <p>転用場所は、穴吹町口山字初草●●ほか2筆、平野●●ほか1筆、合わせて5筆の農地です。地目等の詳細は、記載のとおりです。面積は、合わせて、3, 835.95㎡であります。</p> <p>譲渡人は、●●、譲受人は、●●であります。</p> <p>フィット法による高圧太陽光発電施設の設置に伴う所有権移転による転用申請です。計画としまして、現状地盤のまま、不陸整正を行ないます。周囲には、フェンスを設置します。取水・排水等は生じません。雨水は、自然浸透とします。施設の管理は、年5回以上の草刈りを行なうこととしております。申請地は、穴吹中学校の南西、約●●mに位置する農振農用地指定のある農地ではありますが、農振除外がなされており、農地区分は、第2種農地と判断をされます。</p> <p>以上で、農地法 第5条の規定による許可申請について、9案件の概要説明を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>それでは、現地確認報告を求めます。番号1・番号2は、1番 藤本委員さんをお願いします。</p>
1番 藤本 尚人	<p>1番・藤本です。1番、2番ともに、5月24日の水曜日に現地確認しております。まず、1番の案件なんですけど、現在、更地状態になっておりまし</p>

委員	て、ここのですね、家を建設するということですが、西と東の両方に道路がありまして、進入路は確保されており、周辺農地にも影響は無く、特に問題は無いと思います。次に2番の案件ですが、この農地はですね、数年前から耕作されていなかったような畑です。こちらも進入路が確保されており、周辺農地に影響は無いと思われまますので、問題は無いと思います。以上1番、2番について、ご審議の程よろしくお願ひします。
議長	ありがとうございます。番号3は、5番 藤原委員さんですが、欠席です。事務局より報告を求めます。
事務局長	藤原委員より、現地確認しましたが、問題のあるところはありませんでしたとのご報告をいただいております。以上でございます。
議長	番号4は、11番・櫻間委員さんお願ひします。
11番 櫻間 芳幸 委員	11番 櫻間です。5月22日に現地確認をしてきました。徳島自動車道の4車線化ということで、自動車道の北側に隣接する土地であります。周辺等にも影響なく工事できると思いますので、問題は無いと思います。
議長	ありがとうございます。番号5は、8番 尾方委員さんお願ひします。
8番 8番 尾方 隆子委員	8番 尾方です。 隣の●●さんの家の入り口で道路が止まっているんです。もし工事車両が来たら●●さんが家に入れないので、工事車両をそこに止めないで欲しいということです。それと今度申請があったところは、急斜面になっており、今のところは、雨は地下浸透するんですけど、ちょっと大雨になると、●●さんのところに入るコンクリート部分に雨水が流れるとのこと。太陽光パネルをする人は、そのことを知っているのかと申しておりました。以上です。太陽光に関しては、支障は無いと思います。●●さんの進入路の件、家の前で道が止まっているから、そこに車を置かれたら出入りができないから気をつけてくださいと言われております。以上です。ありがとうございます。
事務局長	8番尾方委員の指摘でございますが、その件につきましては2点ほどございましたが、業者の方にお伝えして対応させていただきます。
議長	番号6は、4番 原田委員さんお願ひします。
4番 原田 政憲 委員	4番 原田です。5月24日に現地確認した結果、問題はありませんでした。よろしくお願ひします。
議長	ありがとうございます。番号7・番号8は、2番 谷委員さんは、欠席です。事務局より報告を求めます。
事務局長	谷委員より、現地確認しましたが、問題のあるところはありませんでしたとのご報告をいただいております。以上でございます。
議長	番号9は、16番安達委員さんお願ひします。

16番 安達 英雄 委員	16番安達です。5月23日に現地確認いたしました。現地は、●●、●●については、平たい土地で、耕作地、茅がいっぱい生えておりました。それと●●については、山みたいになっている斜面です。一体的に太陽光を作るということで、どうなるのか、ということでもあります。その他、公衆用道路も一体的に使うということで、コンクリート舗装がなされておいて条件的にはいいように思えるのですが、●●と●●だけがちょっと斜面になっており、どうなるのか、ということです。以上です。ご審議の程よろしくお願ひします。
議長	ご報告ありがとうございます。それでは、討議に移らせていただきたいと思ひます。何かご意見、ご質疑はございますでしょうか。 はい、河野委員どうぞ。
7番 河野 弘彦 委員	7番 河野です。さっき尾方さんが現地確認報告していただいた5番の案件なんですけど、道路が、駐車場が、どうこうと話をされておりましたが、転用される農地に対して、進入路が十分に確保されているのでしょうか。確保されていないのなら、一時転用で隣の農地を借りるとかの申請があってもいいと思うのですが。私も現地を見ていないので、わかりませんが、駐車場があれば別に問題は無いと思ひます。
議長	8番 尾方委員。
8番 尾方 隆子委員	はい。進入路はあります。進入路の突き当たりがその売買の農地のなっています。進入路の隣が、よその宅地の入り口です。だから、そこでピシャッと道路が止まっているから、車をそこに置かれたら、その家の人から出入りできないといわれています。
事務局	道路を使用するなら占有許可等をとると思ひますが、基本的には、申請地に乗り入れます。
8番 尾方 隆子委員	私もそう思ひます。 とりあえず、その人は、道に工事車両を置くのをやめて欲しいとのことです。
事務局長	進入路との高低差もあまり無いと思ひますので、申請地を使うと思ひます。
議長	他に、ございませんか。 (何ものなし)
議長	それでは、お諮りいたします。番号1から番号9までの許可申請9案件について、許可相当とすることに、ご異議は、ございませんか。
委員一同	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。よって、議案第24号 農地法第5条の規定による

	許可申請 9 案件につきましては、許可相当と決定し、県へ意見書を送付いたします。
議長	次に、日程第 5 議案第 25 号 非農地証明願について、事務局からの説明を求めます。
	(事務局長 挙手)
議長	事務局長。
事務局長	<p>それでは、議案第 25 号 非農地証明願、1 件につきまして、説明をいたします。議案書 7 ページをお願いします。</p> <p>番号 1 です。</p> <p>申請場所は、美馬町字前田●●。地目は、それぞれ、田。面積は、合わせて、490㎡です。</p> <p>申請者●●より、非農地証明願が提出されました。</p> <p>申請地は、平成 9 年に、旧宅地が徳島自動車道の建設用地となり、早急な立ち退きを迫られ、申請者の父親が転用許可が必要であることを知らず、申請農地に居宅を建築したものであります。関係書類を基に、5 月 24 日、1 番、藤本委員と事務局で現地確認をいたしました。申請農地は、中上集会所の北西、約●●m に位置する農地です。申請者から提出されました日本地図センター発行による航空写真からも、当時から宅地として利用されていたことが確認できます。また、農林課において、農振農用地指定のない白地であること、確認しております。申請地は、非農地証明の許可要件である 20 年を経過しており、農地への復元が不可能であり、農地行政上、支障がないと認められる土地であると判断されます。</p> <p>非農地証明願につきましては、以上でございます。</p>
議長	それでは、現地確認報告を求めます。1 番 藤本 委員さんお願いします。
1 番 藤本 尚人 委員	<p>はい、1 番藤本です。</p> <p>5 月 24 日に事務局の方と現地確認を行いました。20 年以上も家屋と庭の一部として使われていたので、農地性も完全に失われており、問題無いと思われます。</p>
議長	ありがとうございました。それでは、審議を行います。なにかご意見、ご質疑は、ございませんでしょうか。
	(何ものなし)
議長	無いようです。お諮りいたします。非農地証明願を発行することに、ご異議は、ございませんか。
委員一同	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。よって、議案第 25 号 非農地証明願については、

	非農地証明書を発行することといたします。
議長	<p>次に、日程第6 議案第26号 令和5年度 第2期 美馬市農用地利用集積計画書についてでございます。このことにつきましては、農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定による農用地利用関係調整の結果、利用権認定等促進事業の実施が認められましたので、市長に要請するもので、これは諮問でございます。</p> <p>お手元にお渡しをしております資料のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規の利用権設定面積は、 32, 370 m²、 ・更新の利用権設定面積は、 29, 733 m² です。 ・利用権設定筆数は、 82 筆、 ・利用権を設定する件数、延べ 45 件、 ・利用権設定を受ける者・組織は、 17 件 です。 <p>以上の計画は、18条第3項の各要件を満たしております。ご意見ございますか。</p>
	(何もなし)
議長	<p>お諮りいたします。</p> <p>議案第26号 令和5年度 第2期 美馬市農用地利用集積計画書については、原案どおり決定することとして、よろしいか。</p>
委員一同	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。このことについては、原案どおり決定し、市長へ答申することといたします。
議長	次に、日程第7 報告事項として農地改良届について、事務局から報告説明を求めます。
	(事務局長 挙手)
議長	事務局長どうぞ。
事務局長	<p>それでは、報告事項、農地改良届につきましてご説明いたします。</p> <p>議案書8ページをお開き下さい。</p> <p>番号1です。</p> <p>令和5年5月2日付、申請人、●●より、農地改良届が提出されました。このことに伴い、5月23日、事務局と14番、藤原委員で現地確認を行いました。申請地は、美馬町字大久保●●。地目は、畑。面積は、1, 043 m²で、旧切久保小学校の南、約●●mに位置する山間地域の農地であります。申請内容は、現況の高さから、建設発生土と耕作土により、約2.5mの盛</p>

	<p>土を行います。申請地は、耕運され保全管理が行われておりますが、イノシシの被害が深刻であることから作付けは行われておりません。農地改良後は、みかん・柿などの果樹を栽培する計画となっております。現地確認頂きました、14番 藤原委員からも、適正な農地の改良と認められるとの、ご見解をいただいております。</p> <p>以上で、事務局から、農地改良届についての報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案審議は、全て終了いたしました。</p> <p>これもちまして、令和5年 第5回美馬市農業委員会総会を閉会いたします。次回の総会は、6月28日、水曜日 午後2時からの開催予定です。</p> <p>本日は、お疲れ様でした。</p>

美馬市情報公開条例第7条第1項1号及び5号、6号に基づき、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの、市の機関、国の機関、他の地方公共団体の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの、争訟に係る事務に関し、市、国、他の地方公共団体の当事者としての地位を不当に害するおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては非公表とする。